

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬を算定します。

区分	点数
初診	1点
再診 (3ヶ月に1回)	1点



在宅医療DX情報活用加算に関する掲示

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。また、マイナ保険証を促進するなど、医療DXを通じて医療を提供できるように取り組んでおります。

電子カルテ共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施しております。

電子処方箋の発行につきましては、令和7年中に導入予定です。